特別養護老人ホーム光の苑利用料金表

令和3年4月1日改定 令和3年8月1日改定 令和4年2月1日改定 令和4年10月1日改定 令和6年4月1日改定 令和6年4月1日改定

1 介護保険給付サービス利用料金

原則として下記のとおりです。利用者負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定に基づいた負担額となります。

(1)利用者負担金サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の額です。(1日につき)

V) 11R	です。(1日に	701			154	454	4 5 4 4
要介護	<u> </u>	An 1 pg mile			1日あた	1日あた	1日あた
区分	基本単価	負担段階	居住費	食費	りの負担	りの負担	りの負担
			200	200	額(1割)	額(2割)	額(3割)
	1 宝川 600	第1段階	880	300	1,862		
西办链	1割 682 2割1,364 3割2,046	第2段階	880	390	1,952		
要介護 1		第 3 段階①	1,370	650	2,702		
'	O B) 2,040	第3段階②	1,370	1,360	3,412		
		第4段階	2,066	1,445	4,193	4,875	5,557
		第1段階	880	300	1,933		
	1割 753	第2段階	880	390	2,023		
要介護 2	2割1,506 3割2,259	第 3 段階①	1,370	650	2,773		
2	ひ 吉!! と,とひ3	第3段階2	1,370	1,360	3,483		
		第4段階	2,066	1,445	4,264	5,017	5,770
	1割 828 2割1,656 3割2,484	第1段階	880	300	2,008		
≖ ∧ =#		第2段階	880	390	2,098		
要介護		第3段階①	1,370	650	2,848		
		第3段階②	1,370	1,360	3,558		
		第4段階	2,066	1,445	4,339	5,167	5,995
		第1段階	880	300	2,081		
要介護	1割 901	第2段階	880	390	2,171		
	2割1,802	第3段階①	1,370	650	2,921		
_	3割2,703	第3段階②	1,370	1,360	3,631		
		第4段階	2,066	1,445	4,412	5,313	6,214
要介護	1割 971 2割1,942 3割2,913	第1段階	880	300	2,151		
		第2段階	880	390	2,241		
		第3段階①	1,370	650	2,991		
		第3段階②	1,370	1,360	3,701		
		第4段階	2,066	1,445	4,482	5,453	6,424

- (1)利用者負担金サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の額です。(1日につき)
 - ※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん お支払いしていただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から 払い戻されます。(償還払い)

償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

【加算】お支払いいただく利用者負担金は次の額です。

1/3	- 【加算】お支払いいただく利用者負担金は次の額です。 					
	加算の種類	加算の内容	加算額			
1	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	重度の要介護者や認知症の入居者が多く占める施設にお いて介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置した場合。	46 円/日			
	サービス提供体制 強化加算 (I)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 80% 以上の場合に加算。	22 円/日			
	サービス提供体制 強化加算 (II)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 60% 以上の場合に加算。	18 円/日			
	サービス提供体制 強化加算 (Ⅲ)	介護職員の総数に占める割合 50%、又は常勤職員 75%、勤続 7 年以上の職員が 30%のいずれかに該 当し場合に算定。	6円/日			
	生産性向上推進体制加算 (I)	(Ⅱ)の要件を満たし見守り機器等のテクノロジーを複数導入し実践している事。職員間の適切な役割分担(介護助手等)の取組を行っている場合に算定。	100/月			
\	生産性向上推進体制加算 (II)	見守り機器等のテクノロジー機器を 1 つ以上導入 し、利用者の安全並びサービスの質の確保及び職員 の負担軽減を資する委員会を開催、改善計画を計画 的に行った場合に算定。	10 円/月			
\	科学的介護推進体制加算 (I)	全利用者の心身に関する基本情報を、LIFEのデータベースに提供し、厚生労働省に提出した場合に算定。	40 円/月			
	科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	全利用者の心身に関する基本情報を、LIFEのデータベースに提供しIFEから得られるフィードバックを活用し、ケアプラン、サービスの見直しを行い、実践評価した場合に算定。	50 円/月			
	生活機能向上連携加算(I)	通所リハ等を行う医療機関のPT・OT・ST・Drが加算を算定する事業所に訪問又はICTを活用し加算を算定する事業所職員と共に利用者の状態を把握した上で、個別機能訓練計画を作成する。機能訓練指導員、看護・介護職員、生活相談員等が協働し、作成された計画にある機能訓練を実施する。	100 円/月			
1	看護体制加算(I)イ	常勤の看護職員を 1 名以上配置している場合に加 算。	12 円/日			
	看護体制加算(Ⅱ)イ	常勤の看護職員を 2 名以上配置している場合に加	23 円/日			

	算。	
配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間・深夜を除く)	入居者に急変が生じた場合に配置医師が施設の求め に応じ通常の勤務時間外に施設を訪問して診療を行 なった場合。	325 円/回
配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間の場合)	入居者に急変が生じた場合に配置医師が施設の求めに応じ早朝(午前6時から午前8時まで)もしくは 夜間(午後6時から午後10時まで)に施設を訪問 して診療を行なった場合。	650 円/回
配置医師緊急時対応加算 (深夜の場合)	入居者に急変が生じた場合に配置医師が施設の求め に応じ深夜(午後 10 時から午前 6 時まで)に施設 を訪問して診療を行なった場合。	1,300円
協力医療機関連携加算	入居者の急変時の相談又は診療・入院の体制が確保 されている協力医療機関との間で入居者の現病歴等 について会議を定期的に開催し情報共有を行なって いる場合。	100円/月
高齢者施設等感染対策向上加 算 Ⅱ	診療報酬における感染対策向上加算に掛かる届け出を行なった医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等にかかる実施指導を受けている場合。	5円/月
新興感染症等施設療養費	入居者が厚生労働大臣の定める感染症に感染した場合に、相談・診療・入院調整等を行う医療機関を確保した上で適切な感染対策のもと介護サービスの提供をした場合に連続する5日を限度に算定する。	240円/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1以上上回 っている場合に加算。	46 円/日
栄養マネジメント強化加算	低栄養者や、入居者ごとに適切な栄養管理、計画を 多職種共同で作成し、計画内容等を <u>厚生労働省</u> に提 出し、実施のための必要な情報を活用すること。	11 円/日
個別機能訓練加算(I)	入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に 機能訓練をした場合の加算。	12 円/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(I)を算定している入居者について計画内容等を <u>厚生労働省</u> に提出し、実施のための必要な情報を活用すること。	20 円/月
個別機能訓練加算(Ⅲ)	入居者の個別機能訓練計画において、入居者の口腔・ 栄養状態に関する情報を相互に共有し機能訓練を実 施している場合。	20 円/月
ADL 維持加算(I)	総数が 10 名以上で当該月の翌月から起算し Barthel Index を評価できる者が ADL 値を測定。測 定した日が属するごと <u>厚生労働省</u> に提出した際に算 定。	30 円/月
ADL 維持加算(Ⅱ)	ADL維持加算(I)を算定したうえで評価対象利用 者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が3以上 であることで算定。	60 円/月
自立支援促進加算	医師が自立支援に必要な医学的評価を入所時と6月以内に1回見直しを行い、支援計画策定に医師も含めた職種共同で策定し、支援計画を3月以内に1回見直しを行う。医学的評価の結果等を <u>厚生労働省</u> に提出し、実施のための必要な情報を活用すること。	280 円/月

	認知症専門ケア加算 (I)	施設基準を満たしたうえで専門的な認知症ケアを行った場合の加算。	3円/日
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	施設基準を満たしたうえで専門的な認知症ケアを行った場合の加算。	4 円/日
	認知症チームケア推進加算 I	認知症介護の指導にかかる専門的な研修等を修了した職員を1名以上配置しかつ複数の介護職員からなるチームにおいてケアを計画・実施している場合。	150 円/月
	認知症チームケア推進加算Ⅱ	認知症の行動・心理症状にかかる専門的な研修等を 修了した職員を1名以上配置しかつ複数の介護職員 からなるチームにおいてケアを計画・実施している 場合。	120 円/月
	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症患者を受け入れ利用者ごとに個別の担 当者を配置している場合の加算。	120 円/日
	精神科医師配置加算	精神科医による定期的な療養指導が月に2回以上行われた場合の加算。	5 円/日
	療養食加算	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合の加算	18 円/目
	経口移行加算	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合 (180 日を限度)。	28 円/日
	経口維持加算(I)	摂食機能障害や誤嚥を有する利用者に対し、医師又 は歯科医師の指示に基づき、管理栄養士等が栄養管 理を行った場合の加算。原則6月とする算定期間を 廃止する。	400 円/月
	経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算(I)を算定し、食事の観察及び会議 に医師、歯科医師、歯科衛生士等が加わった場合の 加算。	100 円/月
	口腔衛生管理加算(I)	歯科衛生士が介護職員に対し口腔ケアに係る助言指導を行い、口腔ケアマネジメントに係る計画がされている場合の加算。	90 円/月
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	加算(I)を算定している入居者について計画内容等を厚生労働省に提出し、実施のための必要な情報を活用すること。	110 円/月
	褥瘡マネジメント加算 (I)	入所者等ごとに褥瘡の発生とリスクについて施設入 所時や3月以内に評価を行い、結果等を <u>厚生労働省</u> に提出し、実施のための必要な情報を活用すること。	3 円/月
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	褥瘡加算(I)を満たしている施設において、評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあると判断された入所者に対して、褥瘡を発生させないもしくは入居時に認めた褥瘡が治癒した場合に算定。	13 円/月
	外泊時費用	病院等に入院を要した場合及び外泊をした場合の加算(月6日程度)。	246 円/日
1	初期加算	入所日から 30 日以内の期間。入院後の再入所も同様。	30 円/日
	安全対策体制加算	事故発生防止の対策、発生時の対応、指針が整備されており、安全対策部門を設置し、外部研修を受けた担当者が配置されている場合、入所時に1回算定	20 円/回
	排せつ支援加算(I)	医師、又は看護師が施設入所時に排せつ介護を必要 とする利用者を3月に一回以上評価し、 <u>厚生労働省</u>	10 円/月

円/月 円/月 円/回
円/月
円/月
円/月
円/回
円/回
円/回
円/回
円/回
円/月
门/ 月
円/日
7/ 1
円/日
Π/ H
円/日
円/口
280 円
円/日
咸算
9/日
咸算

2 介護保険給付対象とならないサービスの概要と利用料金 次のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

※居住費[光熱水費及び室料 (建物設備等の減価償却費等) この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、室料を負担していただきます。

※食費(食材料費及び調理費)

ご利用者様に提供する食事の材料及び調理にかかる費用を、実費相当額の範囲内にて負担していただきます。

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費・居住費の金額(1日あたり)のご負担となります。

(3) その他の費用

(3) その他の貧用	
特別な食事	栄養士の作成した献立以外の食事等を希望される場合は要した費用の 実費をいただきます。
貴重品の管理	貴重品管理サービスをご利用いただけます。尚、詳細につきましては、「特別養護老人ホームもとだて荘利用者貴重品等管理規程」に記載のとおりです。 (月額 300円)
レクリエーショ	ご利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していた
ン、クラブ活動	だくことが出来ます。材料費・参加費等の実費をいただきます。
複写物の交付	ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、 複写物を必要とする場合にはその旨お申し出ください。
日常生活品	個人用のティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、タ オル、衣類、履物、髭剃りなどご利用者が負担する事が適当と認めら れるものは実費の費用をいただきます。持ち込まれる場合は、費用の 負担はありません。
理美容	訪問理容師をご利用いただけます。 要した費用の実費をいただきます。
電化製品持ち込み料	テレビ、ラジオ、電気毛布、携帯電話等の電化製品の持ち込みについて、1点につき月 200 円~1000 円をいただきます。詳しくは、ご相談ください。
予防接種	インフルエンザ・肺炎球菌ワクチンなど希望される方は、実費をいた だきます。
通院・外出時の付き 添い	協力医院(もとだて病院)への通院については、費用の負担はありません。距離によっては費用をいただく事もあります。
その他	切手、葉書・写真等希望される場合は、実費をいただきます。

電化製品持ち込み料金一覧

こたつ	1000円/月
冷蔵庫	800円/月
テレビ	800円/月
ラジカセ	200円/月
電気毛布	500円/月